

大田区オリジナルSDGsロゴマーク使用取扱要綱

令和5年12月27日企企発第10715号企画経営部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区オリジナルSDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、大田区（以下「区」という。）に帰属する。

(取扱原則)

第3条 SDGsの取組を促進するため、区民、企業、関係団体等に広くロゴマークの使用を認めるものとする。

(使用基準)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、ロゴマークを使用することができる。

(1) 別に定める「大田区オリジナルSDGsロゴマークガイドライン」に従い、適切に使用すること。

(2) 区の品位や信用を傷つけないこと。

(3) 法令及び公序良俗に反しないこと。

(4) 政治、宗教、思想等の活動に利用しないこと。

(5) その他区長が不相当と認めるものでないこと。

(使用許可期間)

第5条 原則ロゴマークは、SDGsを達成すべき期限である2030年12月31日まで使用できる。

(使用の禁止)

第6条 使用者が第4条に定める使用基準に反してロゴマークを使用した場合、区は当該使用者に対し、ロゴマークの使用を禁止することができる。なお、使用を禁止したことにより生じた損害について、区は一切の責任を負わない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。